

<報道発表資料>

令和6年1月10日

「令和6年能登半島地震 埼玉県義援金」の募集について

令和6年能登半島地震による被災者を支援するため、県民の皆さまからの義援金を募集します。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通し、被災地へ配分されます。

1 義援金の名称

令和6年能登半島地震埼玉県義援金

2 募集期間

令和6年1月10日（水曜日）から12月27日（金曜日）

3 募集方法

次の金融機関において口座振込により受付いたします。

（振込口座）

● 埼玉りそな銀行

- ・金融機関：埼玉りそな銀行
- ・支店名：県庁支店（店番号104）
- ・預金種目：普通
- ・口座番号：4765202
- ・口座名：令和6年能登半島地震埼玉県義援金

（レイワロクネンノトハントウジシンサイタマケンギエンキン）

※ 埼玉りそな銀行本支店・りそな銀行本支店の窓口及び埼玉りそな銀行本支店・りそな銀行本支店・関西みらい銀行本支店のATMから、上記埼玉りそな銀行義援金口座への振込みについては、振込手数料はかかりません。

● 武蔵野銀行

- ・金融機関：武蔵野銀行
- ・支店名：県庁前支店（店番号057）

- ・預金種目：普通
- ・口座番号：1055844
- ・口座名：令和6年能登半島地震埼玉県義援金
(レイワロクネンノトハントウジシンサイタマケンギエンキン)

※ 武蔵野銀行本支店の窓口及び武蔵野銀行本支店・イーネット・ローソン銀行・セブン銀行のATMから、上記武蔵野銀行義援金口座への振込みについては、振込手数料はかかりません。

4 受領証について

義援金を振り込んだ際の振込票の控えは、税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類としてご利用いただけます。この場合における確定申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本ホームページの写し等）の添付などが必要になります。

なお、振込票の控えを紛失した場合は、税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類として受領証を発行いたします。あらかじめ下記連絡先に電話にて御連絡の上、別添様式「受領証申込票」に必要事項を記入しメールにて送付してください。

連絡先 埼玉県危機管理防災部災害対策課 災害対策担当
電 話：048-830-8181
メール：a8170-01@pref.saitama.lg.jp